

## 生活福祉委員会記録

○開催日時

令和元年5月16日 午後1時30分～午後2時15分

---

○開催場所

第3委員会室

---

○出席委員（8人）

委員長	中島由美子	委員	永山伸一
副委員長	森満晃	委員	新原春二
委員	福田俊一郎	委員	福元光一
委員	川畑善照	委員	成川幸太郎

---

○説明のための出席者

市民福祉部長	上大迫 修	障害・社会福祉課長	南 輝 雄
保険年金課長	山元 茂	高齢・介護福祉課長	遠矢 一 星

---

○事務局職員

事務局 長	田上正洋	課長代理	久米道秋
議事調査課長	堀ノ内 孝	管理調査グループ員	堀之内 孝 充

---

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
陳情第1号 後期高齢者医療の医療費窓口負担の2割化に反対する意見書の提出についての陳情	保 険 年 金 課
陳情第2号 特別障害者手当（国からの手当）支給による介護手当（薩摩川内市からの手当）不支給を見直し、介護手当を支給するよう求める陳情	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 障 害 ・ 社 会 福 祉 課

△開 会

○委員長（中島由美子）ただいまから生活福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。1名の方から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、委員長において随時許可します。よろしくお願ひします。

△陳情第1号 後期高齢者医療の医療費窓口負担の2割化に反対する意見書の提出についての陳情

○委員長（中島由美子）では、まず、陳情第1号後期高齢者医療の医療費窓口負担の2割化に反対する意見書の提出についての陳情を議題いたします。

陳情文書表については、配付してありますので、朗読を省略いたします。

それでは、本陳情について当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）陳情第1号に係ります補足説明を、配付してございます生活福祉委員会資料に基づき説明をさせていただきます。

資料の1ページをお開きください。

75歳以上の医療費の窓口負担の2割への変更についてでございます。

まず、この件に係る国の動向等についてですけれども、1、現状につきましても、（1）財務省は平成30年4月25日の財政制度等審議会財政制度分科会において、前期高齢者同様に、後期高齢者の窓口負担を2割に上げるべきとの改革案を示しているところでございます。

（2）団塊の世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性、制度の持続可能性の確保の観点から、そのあり方を検討することを明示した骨太方針2018が平成30年6月15日に閣議決定をしているところでございます。

（3）厚生労働省が開催した平成30年7月19日社会保障審議会医療保険部会の意見交換の中で、窓口負担の見直しを今年中に結論を得て、早期実現をする意見等が……。

○委員長（中島由美子）済みません。途中ですけれども、また傍聴の申し出がありましたので許可いたします。

○保険年金課長（山元 茂）引き続きまして、

（4）この件については、社会保障審議会医療保険部会において、現在も引き続き議論がなされており、結論は出ていない状況でございます。

次に、2、市町村等の動きについてです。

現時点で、市町村ごとの状況、詳細等は詳しくは把握はしておりませんが、後期高齢者医療の保険者であります広域連合の全てが加入します「全国後期高齢者医療広域連合協議会」が、平成30年6月6日に、国に提出した要望書の中で、この件に関し現状維持に努めること。しかしながら、やむを得ず窓口負担の変更を実施する場合は、被保険者に対し十分な周知期間を設け、国による丁寧な説明を行うことを明記しているところでございます。

次に、3、地方六団体の状況でございますけれども、全国知事会においては、国への要望書の一部に、窓口負担については、国の責任において必要な医療へのアクセスが阻害されることのないよう、特に、低所得者に十分配慮した制度のあり方を検討することを明記しているところでございます。

また、（2）にございます「全国市長会」「全国町村会」「全国都道府県議会議員会」「全国市議会議員会」「全国町村議会議員会」においては、この件に直接触れる要望等は、現在の段階では確認はできていない状況でございます。

以上で、75歳以上の医療費の窓口負担2割への変更についての補足説明を終わります。

○委員長（中島由美子）ただいま説明がりましたが、陳情の内容について当局に確認したい事項があれば質疑を行い、その後、委員間の自由討議により審査を進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは質疑はありませんか。

○委員（永山伸一）確認です。財務省は2割に引き上げるべきとの改革案を示していると、まず

一点。ただし、厚労省としては、現在も引き続き社会保障審議会医療保険部会においても、現在も引き続き議論がなされている、まだ結論を出していないというふうに理解してよろしいわけですか。

○保険年金課長（山元 茂）委員の御指摘のとおりでございます。

○委員（成川幸太郎）今、結論は出ていないということでしたけども、場合によっては早期に結論を出すべきというのものもあるようですが、大体、どこら辺がめどになって審議されているというふうに把握されていますか。

○保険年金課長（山元 茂）今の、この骨太方針2018というものをもとに今、御回答したわけですけども、直近の情報によりますと計画上でいきますと2020年の段階である程度の決定をして、その流れのほうになる方向で、今後、検討していくという情報は得ているところでございます。

○委員（川畑善照）私も後期高齢者になったわけですけども、実は、3割なんです。1割が3割になっているんですよ。これはよく調べてみると、所得なんですかね。ここをちょっと把握されたいら。

○保険年金課長（山元 茂）1割、3割の件におきましては、後期高齢者の場合には、お一人に対して保険料が発生をします。国民健康保険と違いまして、世帯と違いまして。お一人の高齢者ですと、所得が383万円、お二人世帯でございますと、合計収入のほうで520万円を超えますと、3割になるという条件がございます。

○委員（森満 晃）陳情文書の中で2割化に対して、老人クラブだとか医療関係団体からいろんな意見が相次いでいるということで、市町村あるいは本市として、そういった意見とかそういう部分を把握されていますか、何か聞こえてくる部分だとか。

○保険年金課長（山元 茂）今の御指摘というのが、書面とかそういうものでの声ということではなくて、一般の市民の御意見ということでしょうか。

○委員（森満 晃）はい。

○保険年金課長（山元 茂）どうしても被用者負担というものがふえる、保険料が上がるということになりますと、市民の皆様、御家族も含め

てそういう危惧される声というのは、少なからずもあるという事実は持っております。しかし、国も言っておりますように、制度の安定的な担保をしていく上では、受益者負担というものが必要になってくるという世の流れについても、御理解はされているという情報も同じように聞いていますところでございます。

○委員（福田俊一郎）全国知事会でもこういった要望が出されている中で、もし窓口負担が2割という形になってくると、低所得者への影響等についてはどのように考えておられるんですか。

○保険年金課長（山元 茂）低所得者につきましては、現行の法制度の中においても保険料を2割、5割、7割軽減をするという措置がございます。今回の場合は、一部負担金の2割への格上げになりますので、当然、病院等に払う場合に2倍のお金を支払わなくちゃいけないということになります。

ですので、具体的な、それに対する対応というところは、まだ全然出ていないんですけども、全国知事会、あらゆる団体からもその低所得者に対する対応といいますか周知も含めまして、そういう方々が適正な医療を受ける機会を損ねない形の対策は、必ず付随する形で制度を実行してくれというふうな考えは、どの資料を見ましても回答をつけ加えた形で報告なされていることは、確認しているところでございます。

○委員（福田俊一郎）課税する対象収入が引き上げられることによって、2割というような形になっていくんでしょうけれども、そうすると、低所得者の収入に対しても、やはりその収入額がちょっと高い人にも介護保険料がかかってくるというようなことも考えられないかなというふうに思うところなんです、もう一回言いますと、低所得者の、要するに収入が今まで以上に保険料が高くなる可能性も出てくるんじゃないかなというふうに思うところですが、いかがですか。

○保険年金課長（山元 茂）窓口負担が2割負担になることにおいて、保険料にその分が反映されるかということでもよろしいでしょうか。

○委員（福田俊一郎）はい。

○保険年金課長（山元 茂）保険料が上がる要因につきましては、窓口負担が2割になるということで、医療費総額に直接起因するものではご

ざいませので、医療費の利用料、あと被保険者数等において保険料というのは決まってくるわけですけれども、一概に2割になることにおいて、直接的に保険料に直結して上がる低所得者の方の上限額とか、そういうところは変わってくるというところの認識は、今、私自身は思っていないところでございます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）では、ここで質疑を一時中止し、委員間の自由討議を行います。御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）では、自由討議を終わり、ここでまた質疑に戻します。質疑はありませんか。

○委員（成川幸太郎）市町村等の動きの中の、全国の後期高齢者医療広域連合協議会が要望書を出して、現状維持に努めることということを、まず、最初に出しながら、やむを得ずというふうにいったというんですが、課長はその3年間いっしょだった間に、ここら辺の動きというのは、連合協議会のほうはどんなふうになっているんですか。

○保険年金課長（山元 茂）この全国広域連合の中で出てきました平成30年6月6日の要望書の中で御説明いたしたわけですけれども、この2割負担の問題につきましては、以前よりそういう受益者負担の窓口を上げるとかそういうのを含めまして、いろいろ議論されている中で、この要望自体は九州の8県でブロック協議会というのを持っているんですが、佐賀県が全国の事務局をしております、その九州会議の中でも同じような意見が出た中で、こういう要望については十分慎重を期するというを、それが全国の協議会の中で取りまとまって、このような要望が上がったというふうに認識をしておりますけれども、そもそもやはり保険者としてその財源確保でありますとか、やはり国が示す制度の恒久的な維持という関連からいきますと、後期高齢者のその財源の構成といいますのが、公費、国・県・市の税金はもとより、若年層からの支援金が半分以上、5分の4程度を投入されている関係がございまして。

そういうことで、高齢者、受益者の実際に受けていらっしゃるその方々のお金だけではどうして

も賄えないという現状の中では、どうしても高齢者に負担をかけないという考え方と、その制度維持というところで苦慮をされて、協議会のほうも考えていらっしゃる中で出てきた言葉ではないかと考えているところでございます。

○委員（成川幸太郎）どっちに重きが置かれているといふうに、課長は個人的に判断されていきますか。

○保険年金課長（山元 茂）二者択一での回答は控えさせていただきたいと思えます。済みません。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

それでは、質疑を終了いたしますが、本陳情の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○委員（成川幸太郎）継続でお願いしたいと思えます。この件につきましては、国の方向性は、まだ明確に出されていないということなんで、我々もそこらについてやはり研究をしながら判断をしていくべきじゃないかと思つて、継続のほうをお願いします。

○委員長（中島由美子）ただいま本陳情を継続審査にしてはという声がありますので、ここで起立によりお諮りします。本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中島由美子）では、起立多数であります。よって、本陳情は継続審査とすることに決定しました。

以上で、陳情第1号の審査を終わります。

次に、陳情第2号に行きますが、ここで休憩します。

~~~~~

午後 1時45分休憩

~~~~~

午後 1時47分開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）では、休憩前に引き続き会議を開きます。

△陳情第2号 特別障害者手当（国からの手当）を支給による介護手当（薩摩川内市

からの手当) 不支給を見直し、介護手当を支給するよう求める陳情

○委員長(中島由美子) 陳情第2号特別障害者手当(国からの手当)支給による介護手当(薩摩川内市からの手当)不支給を見直し、介護手当を支給するよう求める陳情を議題といたします。

陳情文書表については、配付してありましたので、朗読を省略します。

それでは、本陳情について当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長(遠矢一星) それでは、陳情第2号に係る薩摩川内市寝たきり老人介護手当の概要等について御説明いたしますので、生活福祉委員会資料の2ページをお開きください。

まず、1の寝たきり老人介護手当の概要ですが、(1)の条例制定時期は平成16年10月12日の市町村合併時ですが、括弧書に記載のとおり、合併前自治体においても制定されていた制度になります。

(2)の概要のうち、まず目的は、在宅の要介護老人の介護者に対し、手当を支給することにより、介護者の労をねぎらうとともに、要介護老人の福祉の増進を図ることを目的としており、定義としましては、要介護老人とは、要介護4・5の状態が3カ月以上続いている65歳以上の者、介護者とは、起居をともし、介護に当たっている者、資格認定日は毎年2月1日と8月1日になります。

次に、支給要件としましては、要介護老人及び介護者ともに本市に1年以上住所を有していること。資格認定日からさかのぼり6カ月の間に3カ月以上介護していること。これは短期入院やショートステイ利用などの合計が期間の半分以上となっていないことになります。最後に、市民税の所得割が課されていないことになります。

次に、支給の制限についてですが、これが陳情内容に関連する項目になります。支給制限としては、要介護老人が特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別障害者手当、もしくは国民年金法等の一部を改正する法律の規定による福祉手当を支給され、または支給されるべきときは、手当では支給しないと規定しております。また、手当の額は、6カ月を単位として年2回支給しており、一回が6万円で年12万円になり

ます。

次に、2の支給制限対象となっている特別障害者手当等の概要についてですが、資料に記載のとおり、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、精神的、物質的な負担軽減の一助として支給されている手当で、昭和50年に創設された福祉手当が昭和61年に改正され、特別障害者手当として制定された国の制度になります。

手当額は、特別障害者手当が月額2万7,200円で、年額32万6,400円、経過的福祉手当は、昭和61年改正時に従来福祉手当を支給されていた方が、特別障害者手当の要件に該当しなくなった場合に経過措置として支給されているもので、月額1万4,790円で年額が17万7,480円です。

次に、3ページをごらんください。

3の本市の制度運用に関する考え方ですが、本市の単独事業である同手当では、同等の要介護度でありながら、国の制度に該当しない方に支給することで、より多くの要介護老人及び介護者の福祉の増進を図ることとしております。ただし、同手当では、合併前自治体時に制定された平成2年から平成4年以降である平成12年4月より介護保険制度が開始され、現状は在宅におけるサービスが質、量ともに確保されてきており、他の自治体においては同様の制度を見直す自治体もあることから、同制度の必要性についても検討する時期にきているのではないかというふうに考えておるところです。

なお、参考に記載しましたが、要介護4・5の方が在宅で受けられるサービスとしては、1カ月間の支給限度額が約30万円から36万円分、サービス内容としましては、訪問介護、訪問入浴、訪問リハ、訪問看護等があります。

次に、4の特別障害者手当との併給状況に関する県内の状況ですが、県内19市中、同手当での制度があるのが17市です。うち、本市と同様、特別障害者手当と併給していない自治体が7市、特別障害者手当の受給者は半額支給している一部支給が2市、併給している市が8市になります。

なお、米印で記載したとおり、各市支給額も1万円から12万円、支給対象者も本市と同様に要介護度で認定しているところや、独自の認定基

準を定めるなど、さまざまなようです。一方、同手当てを既に廃止したところが2市ございます。

最後に、5の本市の受給者状況ですが、(1)の寝たきり老人介護手当は、平成30年度で実人員82人であり、(2)の特別障害者手当に関しては、受給者90人のうち、65歳以上が37名、うち要介護4・5の方が25人、米印で記載しておりますが、特別障害者手当等の需給により、寝たきり老人介護手当を支給していないものは、右側の25人と2人を足した合計27人になります。

**○委員長（中島由美子）** ただいま説明がありました。陳情の内容について当局に確認したい事項があれば質疑を行い、その後、委員間の自由討議により審査を進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。それでは質疑はありませんか。

**○委員（成川幸太郎）** ずっと読んでいて、どうなんだろうと。確認をさせてください。

寝たきり老人の介護手当というのは、介護をしている人に払われる手当と考えていいんですか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** 支給対象者は介護者のほうになります。

**○委員（成川幸太郎）** それと、特別障害者手当というのは、障害者本人に支払われる手当てなんですか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** 御発言どおり対象者その方になります。

**○委員（成川幸太郎）** そうすると、本来の意味での介護者に対する手当てと、障害者の人に出る国の手当てというのは、何か一緒に考えないほうがいいんじゃないかなと思いついて見ているんですけども、そこら辺はどういうふうな捉え方すれば。支給される対象が違うことというのを考えたときに、どんなふうに捉えたらいいのかなと思っています。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** 先ほども御説明いたしました目的なんです。市独自の手当てを出すことで介護者、それから要介護老人、両方の福祉の増進を図るということを目的にしております。

**○委員（福田俊一郎）** 併給ありの自治体と、なしの自治体にうちは含まれるわけですけども、併給ありのそういう自治体の考え方と、うちの考え方の整理の仕方はどういうふうになっているのかどうかですね。薩摩川内市のほうでも、その

併給しなかった根拠があると思うんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** 先ほども御説明しましたが、合併前自治体全ての自治体が同様の制度を持っておりました。その際、併給を今と同じように併給をしていない自治体が4自治体、併給をしていた自治体が4自治体、それから一部支給をしていた自治体が1自治体ということで、ちょうど二つに分かれるような形で、合併協議の中で現在のこの条例のほうに決まって落ちてきてきたということになります。

**○委員（福田俊一郎）** ちょっとその根拠というよりも、合併によってそういうような流れる方向性を決めたというふうに、今、答弁をいただいたところでですけども、このうちのほうでも、将来的にはこの寝たきり老人介護手当については、括弧で廃止と、廃止見直すと書いてあるんですけども、その方向で考えておられるわけですね。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** 先ほどもありましたとおり、県内でも廃止しているところもございまして、全国的にも廃止しているところもございまして。その廃止の理由としましては、やはり介護サービスが導入されてきて、居宅でもサービスを受けられるようになったので、現金給付からサービス給付に切りかえるべきだという内容での廃止であったり、例えばその手当てを支給することで、家族介護が基本なんだというのを固定化してしまうというような意味合いで、やめられている自治体もあるようでしたので、そういったものも今後いろいろ検討しながら、見直しを考えていきたいというふうには考えているところです。

**○委員（新原春二）** 中身はよくわかりましたけれども、寝たきり老人介護の手当てを受けているのが142名、特別障害あるいは経過措置の福祉手当の関係27名なんですけども、この27名、例えば薩摩川内市で併用するとしたら27名が今いらっしゃるんですけど、この介護4・5の方が27名、これが適用される、併用するとしたらここが適用されるということですかね。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** 御指摘のとおり、この表でいきますと右側の25人と2人を足した27名が該当になるということになります。

**○委員（福田俊一郎）** もう一回確認でお尋ね

しますけれども、この寝たきり老人介護手当については、その人というのは、いわゆる介護サービスを受けた際の限られたサービス内容とは別に、自由にある程度そう束縛されずに使える12万円という位置づけになるのでしょうか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** この手当てにつきましては、当然、その現金給付になりますので、その使途について何か制限があるものではございません。

**○委員（福田俊一郎）** そうやって陳情者が求めておられるのは、いわゆるこの介護給付の在宅サービスに使途が限定されない中で、その手当てを自由に使うことができるので、使い勝手がいいというような考え方もあって、今回、こういう併給というような陳情が出されたんじゃないかなと思うところですけど、その辺どう考えておいでですか。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 今、福田委員が言われたとおり、そういう趣旨で要望が出ているというふうに考えてございます。過去からありましたので、1点目の寝たきり老人介護手当については、介護者の労をねぎらうという趣旨が入っているわけですが、合併前からの制度、また合併時に制度にしたときに、労をねぎらいつつもやはり介護者のほうの在宅での介護の質量等をカバーするということを含めて、これあわせ持ってその条例の中では家族介護という趣旨があるんですけども、特別障害者手当をもらうようになったときには、片方については支給しませんというような形で運用してきたわけです。

この間に、介護制度のほうが発達し、また在宅で介護される方等もふえてくる中で、先ほど言いましたその在宅での介護が固定化されるとか、また、もしくは十分に介護者の労も軽減できるような形でサービスのほうが普及したということで、考え方とすると見直すべき時期にきているというのが当局の見解であります。

その制度的に陳情者の方が指摘されています、確かに目的という点では明文化されているのは介護者の労をねぎらうという項目と、障害者自身の方に支給をするということからすれば、確かに制度的なものはあるわけですけど、総体的に在宅で介護されている方々に対して制度を運用するという私どもの考え方からすると、条例で整理をした中

で、この制約の中で運用してきているというのが実態でございます。

**○委員（福田俊一郎）** 具体的に在宅サービスの設置は、今、介護保険制度が始まって在宅サービスが施行された中で、その今、部長が言われるような寝たきり老人介護手当については、この在宅サービスのほうがされますよとのことですけども、大まかな意味合いとしましてはよくわかりますが、具体的に本当にそのさつき何度も申し上げますけれども、この自由に使える12万円がそこに包括されるのかどうか、そこ辺はどう思いますか。

例えば、今までこの寝たきり老人介護手当についての使い道を支給したところに対して、どんな使い方をされたとか、どういう具合に今までそれが介護に使われたとかいうような具体的なそういう状況等を把握した上であれば、在宅介護サービス等についても、これは包括されるなどというふうに理解はできるんですけど、そこをどういうふうに具体的に把握をしておられますでしょうか。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 具体的に現金での給付になりますので、介護手当の人がどのような形で使われているのかということについては、確認をしております。

恐らく私どものほうとしますと、介護者の労をねぎらうという言葉が入りつつも、やはりそこに御本人さんがおられる中で、全体として在宅での介護、必要な経費のほうに充てておられるんだろうというような解釈しております。よって使い道に着目して、この制度がどうだっという形の議論はなかなか難しいと思っているところがございますので、私どもとしますと労をねぎらいつつ、介護の質、本人さんのへの介助といった形のもの目的の広範囲の中で、やはり今後、家族の方々という形の名目上している部分を、どのように議論していくのかという形からすると、ほかのところにあつたように併給の廃止でありますとか、固定化を防ぐとか、十分なサービスができていますので、ここについては、今後、将来的に考えるとすれば、見直し、廃止なり縮小なりどういったことになるのかと、今からですけど見直すべき時にきているという形です。ですから、現状のままずっと行くということについては、多くの議論が必要だということだというような解釈でいるところです。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）ないようですが、質疑を一時中止し委員間の自由討議を行います、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、自由討議を終わり、また質疑に戻します。そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

それでは質疑を終了いたしますが、本陳情の取り扱いはいかがいしましょうか。

○委員（新原春二）今、説明があったように、私は国全体としては、今、介護の関係については、基本的には在宅介護というのが基本になっていまして、その一つの本市の取り扱いとしての寝たきり老人介護手当支給については、よりの得た支給だというふうに思っております。

ただ、特別障害者との併用ということに関しては、これ併用をした場合に、かなり額が大きくなっていくというのは一つの大きな問題であって、障害者手当、本当に陳情の趣旨はよくわかるんですけども、現状として、そういうのが併用が適正なのかということについては、否だというふうには私は思っておりまして、薩摩川内市の寝たきり老人介護手当の今の条例は私は現状としてはいい。まだ今後、検討する余地もあるということですので、現段階においては、これを踏襲をしようというふうがいいんじゃないかということで、この陳情については、今回については採決をして、きちんと今後の課題としていきたいと思っておりますので、採決をお願いしたいと思います。

○委員長（中島由美子）それでは採決をという声ですが、ほかに、よろしいですか。採決をする方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、討論・採決に入ります。

まず、本陳情に反対の討論がありますか。

〔「討論」と呼ぶものあり〕

○委員長（中島由美子）反対討論から。

○委員（新原春二）先ほども話をしましたように、薩摩川内市の寝たきり老人介護手当については、今の社会的な在宅医療を考えたときに、非常に適当な、市単独事業としていいというふうに思いますので、これを更にまた前進をするようなものに、今後検討をしていくということも含めて、今回の陳情については不採択としてお願いをしたいと思っております。

○委員長（中島由美子）次に、本陳情に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）次に、本陳情に対して反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、討論は終了したと認めます。

これにより起立により採決を行います。本陳情について趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中島由美子）起立者はありませんので、本陳情は不採択とすべきものと決定しました。

以上で、陳情第2号の審査を終わります。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（中島由美子）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉 会

○委員長（中島由美子）以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。



## 【卷末資料】

陳情文書表



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                              |       |                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------|-----------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 陳情第 2 号                                                      | 受理年月日 | 平成 31 年 3 月 5 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 特別障害者手当（国からの手当）支給による介護手当（薩摩川内市からの手当）不支給を見直し、介護手当を支給するよう求める陳情 |       |                 |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 薩摩川内市上川内町 4 6 4 0 番地<br>松元 伸一 外 4 4 名                        |       |                 |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                              |       |                 |
| <p>薩摩川内市は、特別障害者手当が支給された場合、介護手当を支給しないとして、条例でも決めている。全く納得のいくものではない。特別障害者手当は重度障害者に支給されるものであり、介護手当は在宅介護者に「慰労金」として支給され、使い道は自由なものである。介護手当を支給しない理由として、薩摩川内市は、申請して特別障害者手当が支給されない場合にその補填として介護手当を支給するとしている。そして、最初から、介護手当と特別障害者手当のどちらか、金額の高い特別障害者手当が支給された場合、介護手当は支給しないとしているが、お互い選択するものでもなく、高い方の手当と、金額で決めるものではなく、間違った考え方をしている。特別障害者手当が支給されないのは、国の厳しい条件に合致しなかっただけで、その補填として介護手当を支給しているのに、特別障害者手当が支給され、もっと大変な状況の介護者に介護手当を支給しない、又は既に介護手当を支給してきた介護者に支給しないというのは、介護手当の意味を逸脱したものと言わざるを得ない。</p> <p>特別障害者手当と介護手当は全く別手当であり、介護手当が特別障害者手当に取って代わるものではない。薩摩川内市の都合だけで介護手当を支給しないのは、在宅介護者の計り知れない苦労を軽んじているとしか思えない。あくまでも、特別障害者手当と介護手当は、別手当であり、対象者も違い、それぞれ意味も条件も違い、特別障害者手当が支給されたからといって介護手当を支給しないというのは、正当な理由にはならない。</p> <p>現に、1. 鹿児島市、2. 出水市、3. 枕崎市、4. 阿久根市、5. 曾於市、6. 鹿屋市、7. 南さつま市、8. 伊佐市、9. 志布志市、10. 奄美市、11. 神戸市等は、特別障害者手当が支給されても、介護手当は支給される。これは、特別障害者手当と介護手当を別手当と考え、又、介護者の苦労を素直に認めているからにほかならない。特別障害者手当が支給された場合、介護手当を支給しない市もあるが、全く理由に乏しいものである。</p> <p>考え方次第で、介護手当が支給されたり、支給されなかったりすることにより、大変な差別と不平等、不公平が生じている。このようなことは決して許されるものではない。</p> <p>在宅介護者の苦労や経済的負担を理解していただき、支給してきたものをなくしてしまうことがないように条例の見直しと改善を下記のとおり陳情する。</p> |                                                              |       |                 |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                              |       |                 |
| <p>1 特別障害者手当が支給された場合でも、介護手当を支給すること。</p> <p>2 薩摩川内市の特別障害者手当と介護手当に関する条項の見直しと改善をすること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                              |       |                 |

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会  
委員長 中島由美子